

眼底検査受診費用の一部を 助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

対象者

満40歳以上（昭和57年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和3年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②通院により眼底検査を受けている方（医師の指示により眼底検査を受ける方も含みます）

受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。
※「健診」扱いになるので、保険証は使えません。
- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送、または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。

※助成額は5,038円が上限です。

助成期間

1月1日(土)から3月31日(木)までに受診した検査が助成の対象となります。

助成申請手続き期限

4月15日(金)まで

問合せ（ご不明な点は下記までご連絡ください）

健康福祉課健康推進グループ ☎②9 7071

軽自動車などの譲渡・廃車の手続きは 3月中にお願いします

令和4年度の軽自動車税種別割は、令和4年4月1日時点の所有者に対し課税されます。軽自動車などを取得、譲渡、廃車した方や住所変更の手続きが済んでいない方は、3月中に手続きを済ませてください。

軽自動車税種別割は、自動車税種別割と異なり月割賦課制度がありません。令和4年4月2日以降に譲渡・廃車をしても、令和4年度の軽自動車税種別割は全額納付となります。ご注意ください。

手続き先

- ・原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）
→ 税務住民課税務グループ
- ・軽二輪車、二輪小型自動車（126cc以上のバイク）
→ 室蘭運輸支局（室蘭市日の出町3丁目4番9号 ☎050 - 5540 - 2004）
- ・四輪軽自動車
→ 全国軽自動車協会連合会室蘭事務所（室蘭市日の出町2丁目39番1号 ☎0143 ④3 4441）

問合せ

税務住民課税務グループ ☎②2 2513